

中国語版
中文版

在日本的生活规则

日本での生活ルール



三重县警察总部
三重県警察

まえがき

日本は法治国家です。生活上のいろいろなことが法令で定められ、禁止されていることもたくさんあります。生活上のルールやしてはいけないことは、基本的にはどこの国でもほぼ同じであろうと思います。しかし、その国の文化や習慣などにより、いろいろなことで法令の定めが異なっています。外国から来た皆さんが、母国と日本との法令やルールの違いから、地域でのトラブルに巻き込まれないように、皆さんに知ってもらいたい基本的なことを、日本で守ってほしいことをまとめました。

日本の法令やルールは、このほかにもたくさんありますので、これからいろいろ学んでいただき、日本で快適な生活を送られることを願っています。

序言

日本是法治国家。生活上的各种事情，都由法律规定，其中有很多是被禁止做的事情。生活上的规则和必须做的事情，和其他国家基本上一样。但是，因和该国的文化和习惯不同，在很多方面，法律的规定也不一样。

从外国来的诸位，由于贵国和日本有不同的法律和规则，为了防止被牵连进纠纷和麻烦，我们在此把相关资料整理出来，希望大家知晓，并在日本遵守这些规则。

日本的法律和规则，除了这些资料以外还有很多，所以我们希望大家为了在日本生活得愉快，从现在开始进行学习。



もくじ

I	法令で定められたルール	1
(1)	武器等の携帯	
(2)	薬物の使用	
(3)	窃盗等の行為	
(4)	廃棄物の不法投棄	
(5)	携帯電話の使用	
(6)	その他の基本的なルール	
(7)	営業の許可	
II	少年の保護	5
1	守られていること	
(1)	身体 <small>しんたい</small> の保護 <small>ほご</small>	
(2)	飲酒 <small>いんしゅ</small>	
(3)	喫煙 <small>きつえん</small>	
(4)	仕事 <small>しごと</small>	
(5)	風俗営業等 <small>ふうぞくえいぎやうとう</small>	
(6)	深夜 <small>しんや</small> はいかい	
2	禁止 <small>きんし</small> されていること	
(1)	飲酒 <small>いんしゅ</small>	
(2)	喫煙 <small>きつえん</small>	
(3)	遊技等 <small>ゆうぎとう</small>	
III	自動車等を運転するには	7
(1)	国際運転免許証 <small>こくさいうんでんめんきょしやう</small> による運転 <small>うんでん</small>	
(2)	運転免許の取得 <small>うんでんめんきょ しゆとく</small>	
(3)	運転免許の更新 <small>うんでんめんきょ こうしん</small>	
(4)	自動車のナンバープレート <small>じどうしゃ</small>	
(5)	自動車の車検 <small>じどうしゃ しゃけん</small>	
(6)	自動車損害賠償責任保険 <small>じどうしゃそんがいばいしょうせきにん ほけん きやうせいほけん</small> （強制保険）への加入 <small>かにゆう</small>	
(7)	自動車の売買の際の名義変更 <small>じどうしゃ ばいばい さい めいぎへんこう</small>	
(8)	車庫 <small>しゃこ</small> の確保 <small>かくほ</small>	
IV	交通違反・交通事故・自転車の安全利用	11
(1)	飲酒運転の禁止 <small>いんしゅうんでん きんし</small>	
(2)	シートベルト・チャイルドシートの着用・使用 <small>ちやくよう しよう</small>	
(3)	運転中の携帯電話等の使用禁止 <small>うんでんちゆう けいたいでんわとう しようきんし</small>	
(4)	歩行者の優先 <small>ほこうしゃ ゆうせん</small>	
(5)	交通事故の場合の措置 <small>こうつうじこ ばあい そち</small>	
(6)	運転免許の停止処分等 <small>うんでんめんきょ ていししよぶんとう</small>	
(7)	自転車の安全利用 <small>じてんしゃ あんぜんりよう</small>	

目次

第1	由法律规定的规则	2
(1)	携帯武器等	
(2)	使用毒品	
(3)	盗窃等行为	
(4)	非法投放垃圾	
(5)	使用手机	
(6)	其他的基本规则	
(7)	许可营业	
第2	保护青少年	6
1	被保护的事项	
(1)	保护身体	
(2)	喝酒	
(3)	抽烟	
(4)	工作	
(5)	风俗营业等	
(6)	深夜徘徊	
2	被禁止的事项	
(1)	喝酒	
(2)	抽烟	
(3)	游戏	
第3	驾车	8
(1)	根据国际驾驶执照驾车	
(2)	取得驾驶执照	
(3)	更新驾驶执照	
(4)	汽车牌照	
(5)	汽车的检验	
(6)	加入汽车损害赔偿责任保险（强制保险）	
(7)	汽车买卖时的户头变更	
(8)	确保车库	
第4	违反交通规则/交通事故/自行车的安全使用	12
(1)	禁止酒后开车	
(2)	使用安全带、儿童座椅	
(3)	开车中不可以使用手机	
(4)	行人优先	
(5)	发生交通事故时的措施	
(6)	停止驾驶执照的处分	
(7)	自行车的安全使用	

V 日本に在留するために 15

- (1) 在留期間の更新、在留資格の変更
ざいりゅう きかん こうしん ざいりゅう しかく へんこう
- (2) 出生者の在留資格
しゅつせいしや ざいりゅう しかく
- (3) 資格外活動
しかくがいかつどう
- (4) 再入国
さいにゅうこく
- (5) みなし再入国
さいにゅうこく
- (6) 住居地の変更
じゅうきよち へんこう
- (7) 氏名等の変更
しめいとう へんこう
- (8) 所属機関等の変更
しよぞくき かんとう へんこう
- (9) 在留カードの再交付
ざいりゅう さいこうふ
- (10) 旅券等の携帯、呈示義務
りよけんとう けいたい ていじぎむ



国際事犯相談電話の御案内 19

三重県警察本部・各警察署の所在地及び電話番号 19

第5 在日本停留 16

- (1) 停留期間の更新、停留資格の変更
- (2) 出生者の停留資格
- (3) 在留資格外活動
- (4) 再入境
- (5) 特別再入境
- (6) 居住地変更申报
- (7) 姓名等の変更申报
- (8) 关于所属机关单位等的申报
- (9) 重新发放在留卡
- (10) 护照的携带和出示



国际违法行为咨询电话介绍 20

三重县警察总部・各警察署的地址及电话号码 20

I 法令で定められたルール

日本では、法令に違反する行為をした場合、厳しく罰せられ、場合によっては、刑務所に入る
ことになったり、罰金を納めたりしなければなりません。日本は、世界で最も安全な国
の一つですが、これは、国民の皆さんが法令を守っていることと、法令違反があった場合、警察
が厳しく取締りを行うからです。

日本では、次の行為は、法令で禁止され、又はこれを怠ると処罰される行為ですので、注意
が必要です。

(1) 武器等の携帯

- 法定の除外事由に該当する場合は、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。
- 銃砲又は刀剣類を所持しようとする場合は、許可を受けなければならない。
- 業務その他正当な理由による場合を除いては、一定の長さをこえる刃物を携帯してはならない。
- 正当な理由がないのに人の生命、身体に危害を加えるのに使用される刃物、鉄棒等を隠して携帯してはならない。
- 正当な理由がないのに他人の邸宅、建物に侵入するのに使用される合かぎ、のみ等を隠して携帯してはならない。
- 正当な理由がないのに、ドライバーやバール等を隠して携帯してはならない。



(2) 薬物の使用

- 覚せい剤、麻薬等は、使用、所持、譲渡等、あらゆるかかわりが処罰の対象となる。
- シンナー、接着剤等を吸入したり、その目的で所持したりしてはならない。

(3) 窃盗等の行為

- 他人の家の軒下等に置かれている物を断りなく持ち帰ってはならない。
- 捨てられているように見える自転車でも、無断で持ち帰ってはならない。
- 盗んできた物と知っていて、物を貰ったり、売り買いをしてはならない。



第1 由法律上规定的规则

在日本，如果有违反法律的行为，将会受到严格的处罚，根据不同情况，甚至会坐牢或被罚款。

日本是最安全的国家之一，因为日本国民都遵守法律，而且一旦违反法律，日本警察总是
严格处理。

在日本，下列的行为，是被法律严令禁止，或者稍有不慎将被处罚的行为，请注意。

(1) 携带武器等

- 在法律所允许的范围外，不可以携带枪支或者刀剑等。
- 如果没有得到许可，不可私自持有枪支或刀剑。
- 除了业务或者有正当的理由以外，不可以携带超过一定长的刀剑。
- 没有正当理由，不可以私自携带能危害他人生命和身体的刀剑、铁棍等。
- 没有正当理由，不可以私自携带可用于进入他人宅院或者房屋的相同钥匙、凿子等。
- 没有正当理由，不可以私自携带螺丝刀、撬棍等。



(2) 使用毒品

- 兴奋剂、麻药等的使用、持有、转让等一切的行为都是被处罚的对象。
- 稀释剂、粘结剂等不可以吸食或者不可以以吸食为目的而持有。

(3) 盗窃等行为

- 不可以将他人放在屋檐下的东西私自拿走。
- 也不可以私自将看似被扔掉的自行车拿走。
- 不可以明知是赃物的情况下，接受或者买卖该赃物。



(4) 廃棄物の不法投棄

- みだりに廃棄物を捨ててはならない。地域のルールに従って捨てなければならない。
- 法令で定められている場合を除いて、廃棄物を燃やしてはならない。



(5) 携帯電話の使用

- 携帯電話の契約時に氏名、住居及び生年月日について虚偽の申告をしてはならない。
- 携帯電話事業者に無断で、自己名義の携帯電話を他人に譲渡してはならない。
- 他人名義の携帯電話を譲渡したり、譲り受けたりしてはならない。

(6) その他の基本的なルール

- 相当な注意をしないで、建物、森林等燃えるような物の付近で火をたいたり、引火しやすい物の付近で火気を用いたりしてはならない。
- 公務員の制止をきかずに、人声、音楽などの音を異常に大きく出して近隣に迷惑をかけるはならない。
- 正当な理由がないのに、人の住居、浴場、便所など他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見してはならない。
- 街路、公園、その他公衆の集合する場所で、たんづばを吐いたり大小便をしたり、若しくはさせたりしてはならない。
- 相手から拒まれているにもかかわらず、いつまでもつきまとうなどのストーカー行為をした者は罰せられることがある。
- 配偶者（いわゆる「内縁関係」も含む。）や子どもに対しても、「身体に対する暴力」、「心身に有害な影響を及ぼす言動」をした場合、罰せられることがある。
- 売春をしたり、又はその相手方となったりしてはならない。
- 遺失物を拾得した者は、速やかに遺失者等にその物件を返還するか、又は警察署（交番及び駐在所を含む。）に差し出さなければならない。



(7) 営業の許可

- 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、許可を受けなければならない。
- 中古の自動車、機械工具、宝石類等の売買又は交換する営業を営もうとする者は、許可を受けなければならない。

(4) 非法投放垃圾

- 不可以乱扔垃圾。必须根据当地的规定投放垃圾。
- 除法律规定的情况外，不可以燃烧垃圾。



(5) 使用手机

- 在签订手机合同的时候，不可以使用虚假的名字、地址及出生年月日。
- 不可以不经过电话公司，把自己名义下的电话擅自转让给别人。
- 不可以接受、转让其他人名义下的手机。

(6) 其他的基本规则

- 在没有充分注意的情况下，不能在建筑物、森林等的附近生火，或者在容易燃烧的东西的附近使用火。
- 不可以不听公务人员的制止，因大声说话、放音乐等非常大的声音骚扰邻居。
- 不可以偷偷地看其他人的房子、洗澡间等通常人不穿衣服的地方。
- 可以在街上、公园或者一般人集聚的地方吐痰、大小便。也不可以唆使他人吐痰、大小便。
- 遭到拒绝后，还一直纠缠对方时，有时候会被处罚。
- 对配偶（包括「姘居关系」）或者孩子有「身体暴力」、「对身心有不良影响的言行」的时候，可能会被处罚。
- 不可以卖春或者买春。
- 捡到遗失物的人，应该迅速地将该物归还给遗失者，或者交给警察署（包括派出所）。



(7) 许可营业

- 从事一般废弃物及产业废弃物处理的人，应该得到许可。
- 打算从事二手汽车、机械工具、宝石类等的买卖、交换的人，应该得到许可。

II 少年の保護

少年は、いろいろな法令で守られていますが、反対に禁止されていることもたくさんあります。

1 守られていること

(1) 身体しんたいの保護ほご

- 何人も18歳未満の者に対して、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。

(2) 飲酒いんしゅ

- 父母等の親権者等は、20歳未満の者の飲酒を制止しなければならない。

- 営業者は、20歳未満の者に酒類を販売してはならない。



(3) 喫煙きつえん

- 父母等の親権者等は、20歳未満の者の喫煙を制止しなければならない。

- 営業者は、20歳未満の者にタバコや喫煙器具を販売してはならない。

(4) 仕事しごと

- 使用者は、特定の場合を除いて、15歳未満の者及び満15歳に達した者でもその達した日以後の最初の3月31日が終了していない者を使用してはならない。

- 使用者は、18歳未満の者を危険な仕事や、特定の場合を除いて深夜の仕事に就かせてはならない。

(5) 風俗営業等ふうぞくえいぎょうとう

- 風俗営業を営む者は、18歳未満の者に客の接待をさせたり、客に接する業務に従事させたりしてはならない。

- 風俗営業を営む者は、18歳未満の者を客として、営業所内に立ち入らせてはならない。

(6) 深夜はいかいしんや

- 保護者は、18歳未満の者を午後10時から翌午前5時までの間、みだりに外出させないようにしなければならない。



第2 保护青少年

虽然青少年由各种法律保护, 相反地, 被禁止的事也不少。

1 被保护的事项

(1) 保护身体

- 任何人都不可以对未满十八周岁的人有淫乱行为或者猥亵行为。

(2) 喝酒

- 父母等应该制止未满二十周岁人的喝酒。
- 营業者不可以对未满二十周岁的人卖酒。



(3) 抽烟

- 父母等拥有亲权的人必须制止不满二十周岁的人抽烟,
- 营業者不可以将烟、抽烟器具卖给未满二十周岁的人。

(4) 工作

- 使用者, 除了特定情况以外, 不可以雇用未满十五周岁的人, 或者虽已满十五周岁, 但在其刚满十五周岁日子后的第一个3月31日前也不可以使用。
- 使用者, 不可以雇用未满十八周岁的人危险工作, 除特定情况以外的深夜工作。

(5) 风俗营业等

- 风俗营业的业者, 不可以让未满十八周岁的人招待、接待客人。
- 风俗营业的业者, 不可以接待未满十八周岁的客人进入店里。

(6) 深夜徘徊

- 保护者在晚上十点到早晨五点之间, 不可让未满十八周岁的人私自外出。



2 禁止されていること

(1) 飲酒

- ・ 20歳未満の者は、酒を飲んではいけない。

(2) 喫煙

- ・ 20歳未満の者は、タバコを吸ってはいけない。

(3) 遊技等

- ・ 18歳未満の者は、パチンコ店等の風俗営業所に客として立ち入ってはいけない。

III 自動車等を運転するには

(1) 国際運転免許証による運転

- ・ 中国等のジュネーブ条約に加盟していない国が発給した国際運転免許証を持っていても、日本ではバイクや自動車を運転することはできない。



(2) 運転免許の取得

- ・ 道路でバイクや自動車を運転するには、その車種に応じた運転免許を取得しなくてはならない。
- ・ 日本の運転免許を取得する方法は、
 - ① 外国の運転免許を持っている方は、試験を受けて外国の運転免許から日本の運転免許に切り替えることができる。(学科試験は、中国語等9か国語の問題がある。)
 - ② 外国の運転免許を持っていない方は、日本の運転免許試験を受けて取得することができる。(日本語、英語又は、ポルトガル語による試験)

(3) 運転免許の更新

- ・ 日本の運転免許は、3年から5年ごとに更新しなくてはならない。更新の期日は運転免許証に記載されている。

運転免許の問い合わせ先
運転免許センター 電話番号 059-229-1212

2 被禁止の事項

(1) 喝酒

- ・ 未滿二十歳の人不可以喝酒。

(2) 抽烟

- ・ 未滿二十歳の人不可以抽烟。

(3) 游戏

- ・ 未滿二十歳の人不可以以客人身份进入弹子游戏机等风俗营业场所。

第3 驾车

(1) 根据国际驾驶执照驾车

- ・ 即使持有中国等未加盟日内瓦条约的国家发行的国际驾驶执照的人,也不可以在日本驾驶汽车和摩托车。



(2) 取得驾驶执照

- ・ 在道路上驾驶汽车或者摩托车,应该取得相应的驾驶执照。
- ・ 取得日本的驾驶执照的办法
 - ① 已经持有外国驾驶执照的人,经过考试可以将外国的驾驶执照变更为日本的驾驶执照。(科目考试有汉语等九国语言)。
 - ② 没有持有外国驾驶执照的人,只有经过日本的驾驶执照的考试,才可以取得。(用日语、英语或者葡萄牙语考试)。

(3) 更新驾驶执照

- ・ 日本的驾驶执照应该每三到五年更新一次。更新的日期记载在驾驶执照里。

驾驶执照询问处▼
驾驶执照中心电话 059-229-1212

(4) 自動車のナンバープレート

- 自動車に対し、他の自動車のナンバープレートを取り付けたり、偽造したナンバープレートを取り付けて使用した場合は、法により罰せられる。

(5) 自動車の車検

- 日本には車検制度があり、排気量250ccを超えるバイクと自動車については、定期的(自家用自動車を新車で購入する場合は、初回が3年、それ以降は2年に一度)(貨物自動車を新車で購入する場合は、初回が2年、それ以降は1年に一度)(軽四貨物は2年に一度)に点検整備を受け、検査に合格しなければ使用することができない。

(6) 自動車損害賠償責任保険(強制保険)への加入

- バイク(原付自転車を含む)や自動車は、自動車損害賠償責任保険(強制保険)に加入せずに使用してはならない。
- 自動車損害賠償責任保険(強制保険)に加入しないでバイク(原付自転車を含む)や自動車を運転した場合は、法により罰せられる。

(7) 自動車の売買の際の名義変更

- 自動車を購入したり売却したりしたときは、必ずその自動車の名義を変更しなければならない。

(8) 車庫の確保

- 道路を車庫(駐車場)とすることはできない。
- 自動車の購入・登録に際してはオートバイ等を除き、ほとんどの自動車が車庫証明(駐車場の届出)が必要になる。

自動車の車検、名義変更の問い合わせ先
中部運輸局三重運輸支局
電話番号 050-5540-2055
音声案内が流れます
026を押すと受付につながります

(4) 汽车牌照

- 使用其他汽车的牌照, 或者安装伪造的汽车牌照的时候, 按照法律将被处罚。

(5) 汽车的检验

- 日本有汽车检验的制度, 排气量超过二百五十毫升以上的摩托车和汽车应该定期检验, 而且应该检查合格, 如果没合格的话, 不可以使用。(买新的普通车时, 第一次的检验是三年后, 以后两年一次)(买新的货车时, 第一次是两年后, 以后一年一次(轻四货车的话, 两年一次))此时, 还必须加入汽车损害赔偿 responsibility 保险(强制保险)。

(6) 加入汽车损害赔偿 responsibility 保险(强制保险)

- 不可以使用没加入汽车损害赔偿 responsibility 保险(强制保险)的汽车(包括摩托车)。如使用没加入汽车损害赔偿 responsibility 保险(强制保险)的汽车(包括摩托车)的话, 将根据法律受到处罚。

(7) 汽车买卖时的名义变更

- 在买卖汽车的时候, 一定要变更该汽车的户主。

(8) 确保车库

- 不可以将道路作为车库(停车场)。
- 在汽车购入或者登录的时候, 除了摩托车以外, 几乎所有的汽车都需要车库证明(车库报告)汽车检验、过户咨询处。

汽车检验、过户咨询处▼
中部运输局三重运输分局
电话号码 059-5540-2055
※ 听自动声音后按026接到柜台

IV 交通違反・交通事故・自転車の安全利用

日本では、交通事故を起こし、相手を死傷させた場合、責任の度合によって厳しく処罰されます。また、交通違反も、厳しく取り締まっていますから、交通ルールを必ず守ってください。

(1) 飲酒運転の禁止

- 少量のお酒であっても飲んだときは、絶対にバイクや自動車を運転してはならない。(自転車についてもお酒を飲んだときは、運転してはならない。)
- 自動車を運転することがわかっていて運転手にお酒を飲ませたり、飲酒運転することをそのかしたり、飲酒運転の自動車に同乗してはならない。



(2) シートベルト・チャイルドシートの着用・使用

- 自動車に乗ったら、シートベルトを着用しなければならない。
- 幼児（6歳未満）を自動車に乗せるときは、子どもの体格に合ったチャイルドシートを使用させる。

(3) 運転中の携帯電話等の使用禁止

- 自動車やバイクを運転中は、携帯電話を使用したり、カーナビゲーションなどを注視したりしてはならない。



(4) 歩行者の優先

- 歩行者が優先されるので、歩行者を妨害するような方法で運転してはならない。

(5) 交通事故の場合の措置

- すぐに運転を中止し、他の交通の妨害とならないように車を止めなければならない。
- けが人がいる場合は、消防署（119番）に電話し、救急車を依頼する。救急車が到着するまでの間、できる限りけが人の応急手当てをする。
- 警察（110番）に電話し、事故を起こした時間、場所、けが人の数、けがの程度を報告し、指示を受ける。
- 自分にけががなければ、警察官が到着するまで事故現場を離れない。
- 事故を起こしたときは、けががなくても、必ず、警察に通報し、指示を受ける。
- 事故を起こしたにもかかわらず、警察への通報をしなかったり、けが人がいるのに救急車を呼ぶなど救護措置を怠った場合は、重い処罰を受けることになる。



第4 違反交通规则・交通事故・自行车的安全使用

在日本，发生交通事故造成对方死伤的话，将按照相应的责任被严格处罚。而且，违反交通规则也被严肃处理，所以一定要遵守交通规则。

(1) 禁止酒后开车

- 即使喝很少的酒也绝对不可以驾驶摩托车和汽车。(喝酒后自行车也不可以骑)
- 在明知该人开车的时候，不可以让该人喝酒，不可以教唆该人酒后开车，也不可以乘坐喝酒的人开的车。



(2) 使用安全带、儿童座椅

- 开车的时候，必须使用安全带。
- 让幼儿（未满六周岁）坐汽车的时候，应该使用合孩子身体大小的儿童座椅。

(3) 开车时禁止使用手机

- 驾驶汽车或者摩托车的时候，不可以使用手机、不可以凝视车载导航系统等。

(4) 行人优先

- 行人优先，所以不可以以妨碍行人的方式开车。



(5) 发生交通事故时的措施

- 马上停止开车，把车停在不妨碍他人通行的地方。
- 如果有受伤者，先打电话给消防局(119电话)，呼叫救护车。在救护车到来前，在可能的范围内，为受伤者进行应急治疗。
- 同时应该打电话给警察(110电话)，报告交通事故的时间、地点、受伤人数，受伤程度，接受警察的指示。
- 如果自己受伤的话，应该在现场等待警察到来。
- 虽然造成交通事故，但怠于报告警察或者有伤者但是不呼叫救护车，导致延误救治的话，将会受到严厉的处罚。



(6) 運転免許の停止処分等

- 交通違反をした場合や交通事故を起こした場合は、一定期間運転免許の効力を停止する処分や運転免許を取り消す処分を受ける場合がある。

(7) 自転車の安全利用

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則
 - 標識により歩道を通行してもよいところは、歩道を通行できる。
 - 高齢者や児童・幼児が運転する場合は、歩道を通行できる。
- 車道は左側を通行
自転車は、道路の左端に寄って通行しなければならない。
- 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。
- 安全ルールを守る
 - 飲酒・二人乗り・並進・傘差し運転をしてはならない。
 - 夜間はライトを点灯する。
 - 交差点では、信号を守り、一時停止・安全確認をする。
 - むやみにベルを鳴らさない。
 - 携帯電話やヘッドフォンを使用して運転をしてはならない。
- 子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにする。

(6) 停止驾驶执照的处分

- 违反交通规则和造成交通事故的时候,有可能会受到在一定期间停止驾驶执照的效力或者取消驾驶执照的处分。

(7) 自行车的安全使用

- 自行车在原则上通行于车行道, 通行人行道是例外
按照日本法律, 自行车和汽车一样, 所以有区分人行道和车行道的时候, 在原则上应该通行车行道。
 - 根据路标可以通行人行道的地方, 可以通行人行道。
 - 老人和儿童骑的自行车可以通行人行道。
- 车行道通行左边
自行车应该沿着马路的左边通行。
- 在人行道上时要优先步行者, 应该比在车行道上慢行
在人行道以能马上就停的速度行驶, 如果妨碍步行者的通行的时候, 应该暂停。
- 遵守安全规则
 - 不可以喝酒、载人、并行、撑伞骑自行车。
 - 在夜间骑车应该开灯。
 - 在十字路口应该遵守红绿灯、暂时停止和安全确认。
 - 不可以胡乱摵铃。
 - 不可以骑自行车时使用手机或者耳机的。
- 孩子应该使用安全帽
孩子骑自行车的时候, 父母应该让孩子戴安全帽。

V 日本に在留するために

外国人が日本に在留するときは、在留資格と在留期間が定められ、在留資格に応じた活動を行うことができ、また、在留期間の範囲で日本に在留することができます。特に、在留期間を超えて在留するときなどは、在留期間の更新、在留資格の変更の手続きを忘れないようにしましょう。

なお、新たな在留管理制度の導入（平成24年7月9日）に伴い外国人登録制度が廃止され、住居地、氏名、所属機関等に変更が生じた場合の手続きなどが変更されております。分からないときは下記の問い合わせ先に確認してください。

(1) 在留期間の更新、在留資格の変更

在留期間を超えて日本に滞在しようとするとき、または在留資格を変更しようとするときは、地方出入国在留管理局において在留期間の更新、または在留資格の変更許可申請をしてください。



(2) 出生者の在留資格

日本で生まれた子供を引き続き日本に滞在させたいときは、子供が生まれた日から30日以内に地方出入国在留管理局において在留資格取得許可申請をしてください。

(3) 資格外活動

留学、家族滞在など、原則として働くことが認められない在留資格を持つ人が、アルバイトなどの就労活動をするときは、地方出入国在留管理局において資格外活動の許可申請をしてください。

(4) 再入国

在留期間内に一時出国して、同じ在留目的で再び日本に入国しようとするときは、地方出入国在留管理局において再入国許可を受けることができます。

(5) みなし再入国

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません（ただし、この有効期間を海外で延長することはできませんので、1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなります）。

(6) 住居地の変更

日本に入国された中长期在留者の方は、住居地を定めてから14日以内に、在留カード（交付されていない方は旅券）を持参の上、住居地を市町役場に届け出てください。その後、住居地を変更した場合も同様です。

第5 在日本停留

外国人在日本停留的时候,有规定的停留期间和停留资格,按照停留资格可以进行相应的活动,同时可以在停留期间的范围内停留在日本。

需要特别指出的是,想超过停留期间还继续待在日本的时候,请不忘记更新停留时间和停留资格。

另外,从2012年7月9日开始将实行新的在留管理制度,届时外国人登录制度将会被废除。变更住址、姓名、工作单位等所需办理的手续也将会发生变化。如有不明白的地方,请向下方的咨询机构致电确认。

(1) 停留期间的更新、停留资格の変更

超过日本时被承认的停留期间想继续待在日本时或者变更来日本时被承认的停留资格时,应该在地方出入国在留管理局办理更新停留期间或者变更停留资格的手续。



(2) 出生者の停留資格

在日本出生的孩子,想继续地在日本停留的时候,须自孩子出生起三十日内,到地方出入国在留管理局申请停留资格。

(3) 在留资格外活动

持有留学、探亲等原则上不允许进行劳务活动的在留资格的人,如果没有在地方出入国在留管理局申请在留资格外活动许可的话,不可以进行打工等劳务活动。

(4) 再入境

在被日本承认的停留期间内,因临时出境,以同样的停留目的,再回日本时,可在地方出入国在留管理局办理再入国许可。

(5) 特別再入境

持有效护照及在留卡的外国人,离开日本1年以内再入国时,原则上不需办理再入国许可。(但是,这一年的有效时间在国外不能延长,出国后一年之内未入国者将丧失其在留资格。)

(6) 居住地変更申报

中长期居侨者决定居住地后十四天以内,请带在留卡(还没领取的话,以护照代替)向市区町村政府提出居住地申报。其后,变更居住地的情况时亦同。

(7) **氏名等の変更**
中長期在留者の方で、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方出入国在留管理局に届け出てください。

(8) **所属機関等の変更**
中長期在留者の方で、「技術」等の就労資格（「芸術」「宗教」及び「報道」を除く）や「留学」等の学ぶ資格で在留されている方は、その所属機関（会社、学校等）の名称又は所在地の変更等が生じたときは、14日以内に地方出入国在留管理局に届け出てください。

また、「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の資格で在留されている方は、配偶者と離婚又は死別したときは、14日以内に地方出入国在留管理局に届け出てください。

(9) **在留カードの再交付**
在留カードを紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等したときは、地方出入国在留管理局に再交付を申請してください。

(10) **旅券等の携帯、呈示義務**
日本に滞在する16歳以上の外国人の方は、常に旅券又はこれに代わる許可証を携帯していなければなりません。
また、中長期在留者の方は、常に在留カードを携帯していなければならず、この場合は、旅券等を携帯する必要はありません。
なお、警察官などから在留カードや旅券の呈示を求められたときは、呈示しなければなりません。

※ **中長期在留者とは、**
日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方）です。

【問い合わせ先】
外国人在留総合インフォメーションセンター
(平日8:30~17:15)
TEL 0570-013904
(IP電話・PHS・海外からは、03-5796-7112)

(7) **姓名等の変更申报**
変更姓名、出生年月、性別、国籍（地区）の中長期居侨者请于十四天以内向地方出入国在留管理局提出申报。

(8) **关于所属机关单位等的申报**
持有“技术”等就劳资格(除“艺术”“宗教”“报道”)及“留学”等学习资格的中长期居侨者,若所属机关单位的名称或所在地变动时,请于十四天以内向地方出入国在留管理局提出申报。
在留资格为“探亲”、“特别活动(C)”、“日本的配偶等”及“永住者的配偶等”的中长期居侨者,若与配偶离婚或配偶死亡,请于十四天以内向地方出入国在留管理局提出申报。

(9) **重新发放在留卡**
若在留卡遗失、被盗、消磁、有显著的损毁或污损时,请向地方出入国在留管理局申请重新发放。

(10) **护照的携带和出示**
停留日本的十六周岁以上的外国人,须随身携带护照或者代替护照的许可证。
中长期居侨者要随身携带在留卡,在携带在留卡时不必携带护照。
在警察要求出示在留卡或者护照的时候,必须给警察出示。

* **中长期居侨者**
所谓中长期居侨者就是与日本人结婚的人或日裔人(在留资格为「日本人の配偶者等」或「定住者」),在公司企业上班的人(在留资格为「技术」或「人文知识・国际业务」等),技能实习生,留学生或永住者。

【询问处】
外国人停留综合情报中心
(平日8:30~17:15)
TEL 0570-013904
(IP電話・PHS・海外03-5796-7112)

国際事犯相談電話の御案内

国際事犯相談電話は、
外国人の方からの犯罪被害などに関する相談
を受け付けています。

相談電話	☎059-223-2030 (FAX兼用)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日は除く。) 午前9時～午後5時 (FAXは24時間受け付けています。)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語原文による文書相談もできます。 ○ 緊急の要件は110番に通報してください。

国際违法行为咨询电话介绍

国际违法行为咨询电话是接受外国人咨询和犯罪、被害等相关的电话。

咨询电话	☎059-223-2030 (兼用传真)
受理时间	星期一到星期五(除了节日以外) 上午九点到下午五点 (传真可以二十四小时接受)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 也接受外语的书面咨询。 ○ 遇到紧急事情时,请拨打110电话。

**<<三重県警察本部・各警察署の所在地及び電話番号>>
緊急の場合は"110番"**

警察署	所在地	電話番号
三重県警察本部	津市栄町 1-100	059-222-0110
桑名警察署	桑名市大字江場 626-2	0594-24-0110
いなべ警察署	いなべ市員弁町宇野 320-1	0594-84-0110
四日市北警察署	四日市市羽津 4452	059-366-0110
四日市南警察署	四日市市新正 5-5-5	059-355-0110
四日市西警察署	三重郡菰野町大字大強原 3241	059-394-0110
亀山警察署	亀山市野村 4-1-27	0595-82-0110
鈴鹿警察署	鈴鹿市江島町 3446	059-380-0110
津警察署	津市丸之内 22-1	059-213-0110
津南警察署	津市久居明神町 2501-1	059-254-0110
松阪警察署	松阪市中央町 366-1	0598-53-0110
大台警察署	多気郡大台町佐原 848	0598-84-0110
伊勢警察署	伊勢市神田久志本町 1481-3	0596-20-0110
鳥羽警察署	鳥羽市松尾町 74-4	0599-25-0110
尾鷲警察署	尾鷲市古戸町 1-50	0597-25-0110
熊野警察署	熊野市井戸町 380	0597-88-0110
紀宝警察署	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1709-2	0735-33-0110
伊賀警察署	伊賀市四十九町 1929-1	0595-21-0110
名張警察署	名張市蔵持町芝出 837-3	0595-62-0110

**<<三重県警察本部・各警察署の所在地及電話番号>>
緊急時"110番"**

警察署	办公地址	电话号码
三重県警察本部	津市栄町 1-100	059-222-0110
桑名警察署	桑名市大字江場 626-2	0594-24-0110
員弁警察署	員弁市員弁町宇野 320-1	0594-84-0110
四日市北警察署	四日市市羽津 4452	059-366-0110
四日市南警察署	四日市市新正 5-5-5	059-355-0110
四日市西警察署	三重郡菰野町大字大強原 3241	059-394-0110
龟山警察署	龟山市野村 4-1-27	0595-82-0110
铃鹿警察署	铃鹿市江島町 3446	059-380-0110
津警察署	津市丸之内 22-1	059-213-0110
津南警察署	津市久居明神町 2501-1	059-254-0110
松阪警察署	松阪市中央町 366-1	0598-53-0110
大台警察署	多气郡大台町佐原 848	0598-84-0110
伊勢警察署	伊勢市神田久志本町 1481-3	0596-20-0110
鳥羽警察署	鳥羽市松尾町 74-4	0599-25-0110
尾鷲警察署	尾鷲市古戸町 1-50	0597-25-0110
熊野警察署	熊野市井戸町 380	0597-88-0110
纪宝警察署	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1709-2	0735-33-0110
伊賀警察署	伊賀市四十九町 1929-1	0595-21-0110
名張警察署	名張市蔵持町芝出 837-3	0595-62-0110

